

## 「提言型政策仕分け」 提言を受けた各府省の取組概要

担当府省名	厚生労働省				
番号/テーマ	B5-2	社会保障：医療サービスの機能強化と効率化・重点化			
提言	<p>①国民・地域のニーズを具体的に把握して、診療報酬の改定を行うべき。その中で、勤務医と開業医、また診療科間について、リスクや勤務時間に応じて報酬配分を大胆に見直す。また、医師不足改善のため、勤務医と開業医とのアンバランスや地域別・診療科別の医師不足の状況を踏まえて、メリハリの利いた診療報酬改定を早急に行うべき。また、中長期的には、開業医と勤務医の収入をバランスさせることを目指し、開業医・勤務医の平準化を進める。また、医療サービスの価格全体の前提となる②診療報酬本体(医師の人件費等)については、「据え置く16名、「抑制」13名という意見があったことを重く受け止めて対応されたい。</p> <p>③加えて、中長期的な検討課題として提案された地域・診療科間の偏在の解消など、医師不足の問題に対応する医療供給体制の在り方について、社会保障審議会で検討の上、行政刷新会議に報告されたい。</p> <p>④また、診療報酬の加算が効果的に待遇改善につながるよう、勤務条件が厳しい診療科を中心に待遇改善につながる条件付けを行うべき。</p>				
個別項目	検討状況		実施スケジュール	既に実施済/達成した事項	詳細資料
	検討方法	検討の方向性			
<p>①勤務医と開業医、診療科間のバランスを考慮したメリハリの効いた診療報酬改定を行う。</p> <p>中長期的には、開業医と勤務医の収入をバランスさせることを目指し、開業医・勤務医の平準化を進める。</p> <p>④診療報酬の加算について、勤務条件が厳しい診療科を中心に待遇改善につながる条件付けを行う。</p>	<p>○予算編成過程を通じて内閣が決定した改定率を所与の前提として、</p> <p>○社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において策定された「基本方針」に基づき、</p> <p>○中央社会保険医療協議会において、具体的な診療報酬点数の設定や算定要件等に係る審議を行う。</p> <p>【中医協の概要】          会長：森田朗          構成員：診療側委員、支払側委員、公益委員の三者構成          開催頻度：週1～2回(公開)          設置根拠：社会保険医療協議会法(昭和25年法律第47号)第1条第1項</p>	<p>「平成24年度診療報酬改定の基本方針」(平成23年12月1日の社会保障審議会医療保険部会及び医療部会とりまとめ)及び「診療報酬・介護報酬改定等について」(平成23年12月21日財務大臣・厚生労働大臣合意)に基づき、救急、産科、小児、外科等の急性期医療の適切な提供に向けた病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減を重点課題として検討する。</p> <p>○具体的な診療報酬点数の設定や算定条件等については、中医協で審議。</p>	<p>○平成24年1月18日 厚生労働大臣から中央社会保険医療協議会に対して診療報酬点数の改定案の調査・審議を諮問</p> <p>○平成24年2月10日 厚生労働大臣に対し、診療報酬点数の改定案を答申</p> <p>○平成24年3月上旬～ 診療報酬改定に係る告示・通知の発出</p>	<p>平成23年12月1日の社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において、「平成24年度診療報酬改定の基本方針」をとりまとめ。</p>	<p>○平成24年度診療報酬改定の基本方針  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001wp36-att/2r9852000001wp9m.pdf">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001wp36-att/2r9852000001wp9m.pdf</a>          ○診療報酬点数の改定案(答申)  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000021ei1.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000021ei1.html</a>          ○大臣折衝合意事項  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001yvtf-att/2r9852000001yvyw.pdf">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001yvtf-att/2r9852000001yvyw.pdf</a></p>

<p>②診療報酬本体について、「据え置き」6名、「抑制」3名との意見があったことを重く受け止めて対応する。</p>	<p>予算編成過程を通じて内閣において改定率を決定</p>	<p>提言型政策仕分けの提言を重く受け止めるとともに、地域医療の再建のための財源を確保する。</p>	<p>平成23年12月21日 改定率について財務大臣と厚生労働大臣が合意。</p>	<p>提言型政策仕分けの提言を重く受け止めて検討を行ってきたが、急性期医療を担当する勤務医等の負担軽減、医療と介護の連携、在宅医療の充実等のために、診療報酬本体＋1.379%、本体と薬価改定等を併せた全体の改定率＋0.004%の改定となった。</p>	<p>○診療報酬改定率  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001yvtf-att/2r9852000001yvvwy.pdf">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001yvtf-att/2r9852000001yvvwy.pdf</a>  ○平成24年度診療報酬改定について  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001zphk-att/2r9852000001zppq.pdf">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001zphk-att/2r9852000001zppq.pdf</a></p>
<p>③医師不足の問題に対応する医療供給体制の在り方について</p>	<p>社会保障審議会医療部会において検討</p> <p>(設置根拠)  厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第7条第2項及び社会保障審議会令(平成12年政令第282号)第6条</p> <p>(開催状況)  ・平成22年10月より15回にわたり開催  ・平成23年12月22日の医療部会において、「医療提供体制の改革に関する意見」をとりまとめ</p> <p>(議論の公開の有無)  公開</p>	<p>地域の実情に応じた医師等確保対策について方向性が提示された。</p> <p>※医療部会の意見において検討を進めるよう求められている主な医師確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャリア形成支援等を通じて都道府県が地域の医師確保に責任を持って取り組むため、法制化等により、都道府県の役割を明確化すべき</li> <li>・ 都道府県が、医療圏ごと、診療科ごとの医師の需給の状況を把握した上で、より必要性の高いところに医師を供給するなどが必要</li> <li>・ 実効性のある地域枠の設定や医師の養成過程において診療科を一定程度誘導するなどが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年12月22日に医療部会でとりまとめられた「医療提供体制の改革に関する意見」において、「厚生労働省においては、本部会の意見を踏まえ、医療提供体制の改革に必要な事項について、更に所要の検討を進め、医療法等の改正を行う等、改革に早急に取り組み、着実にその実施を図られたい。」とされている。</li> <li>・平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」においても、意見書と同様の見直しの方向性が示されるとともに、「あるべき医療提供体制の実現に向けて、報酬改定、都道府県が策定する新たな医療計画に基づく地域の医療提供体制の確保、補助金等の予算措置等を行うとともに、医療法等関連法を順次改正する。そのため、平成24年通常国会以降速やかな法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。」とされている。</li> </ul>	<p>平成23年12月22日の医療部会において、「医療提供体制の改革に関する意見」をとりまとめ、平成24年1月19日の行政刷新会議に報告。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療提供体制の改革に関する意見(平成23年12月22日 社会保障審議会医療部会)  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001zh6h-att/2r9852000001zhag.pdf">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001zh6h-att/2r9852000001zhag.pdf</a></li> <li>・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)  <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2012/240217kettei.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2012/240217kettei.pdf</a></li> <li>・社会保障改革工程表(平成24年1月6日 厚生労働大臣提出資料P.12)  <a href="http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/dl/shourazou_120106.pdf">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/dl/shourazou_120106.pdf</a></li> </ul>